

令和7年第6回教育委員会定例会日程

1 日 時 令和7年6月27日（金）午前10時00分

2 場 所 朝霞市役所 第1委員会室

3 出席者

教育委員会教育長	二見隆久
教育委員会教育長職務代理者	平木倫子
教育委員会委員	高橋松久
教育委員会委員	森島史枝
教育委員会委員	上野正道

4 説明のための出席者

学校教育部長	福士昌三
生涯学習部長	奥山雄三郎
学校教育部次長兼教育総務課長	関口豊樹
生涯学習部次長兼生涯学習・スポーツ課長	長谷修
生涯学習部参事兼中央公民館長	堀川政昭
教育管理課長	横瀬修克
教育指導課長	手島牧子
学校給食課長	星加敏昭
文化財課長	藤原真吾
図書館長	増田潔

5 議事日程

- (1) 開 会 宣 言
- (2) 会議録署名委員の指名
- (3) 会議録の承認・訂正
- (4) 教育長月間行事の承認
- (5) 教育長の報告
- (6) 議案の審議
- (7) その 他
- (8) 閉 会 宣 言

別紙のとおり
別紙のとおり

(別紙)

◎ 教育長報告事項

- ①専決処理について（物価高騰による学校給食賄材料費の増額について）
- ②専決処理について（朝霞市学校給食費特例徴収規則について）
（当日配付）
- ③朝霞市立小・中学校教職員テレワーク試行実施について
- ④いじめに関する調査結果について
（当日配付）
- ⑤令和7年度朝霞市教育研究奨励費受給者について
- ⑥令和7年度第2回朝霞市学校給食運営審議会について
- ⑦第42回朝霞市芸術文化展について
- ⑧令和7年度放課後子ども教室事業（居場所提供型）の利用状況について
- ⑨第38回企画展「根岸古墳群と内間木古墳群 ～朝霞の古墳時代～」事業報告について
- ⑩第23回らいぶらりコンサートについて

◎ 提出議案

- 議案第35号 第3期朝霞市教育振興基本計画の策定方針について
- 議案第36号 朝霞市教育振興基本計画策定委員会委員の委嘱及び任命について
- 議案第37号 朝霞第十小学校運営協議会委員の解任及び任命について
- 議案第38号 学校給食費の見直しについて（答申）
- 議案第39号 朝霞市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則について
- 議案第40号 朝霞市学校給食運営審議会委員の委嘱について
- 議案第41号 朝霞市社会教育委員の委嘱について
- 議案第42号 朝霞市スポーツ推進委員の委嘱について
- 議案第43号 朝霞市スポーツ推進審議会委員の委嘱について
- 議案第44号 朝霞市公民館運営審議会委員の委嘱について
- 議案第45号 朝霞市教育委員会職員の人事に関することについて
（当日配付）
- 議案第46号 朝霞市教育委員会職員の人事に関することについて
（当日配付）

教育長月間行事（令和 7 年 5 月） 実績

日	曜	時 間	行 事 等
1	木	15:15	時年休
8	木	15:15	時年休
14	水	18:00	全国都市教育長協議会理事会情報交換会
15	木	終日	全国都市教育長協議会総会並びに研究大会
16	金	終日	全国都市教育長協議会総会並びに研究大会
17	土	9:20	中学校体育大会
18	日	10:00	朝霞市レクリエーションの集い
19	月	14:00	第 2 回南部教育長会議・教育長協議会
22	木	15:15	時年休
24	土	10:00	第 4 2 回朝霞市芸術文化展
24	土	10:30	体育大会
24	土	18:30	令和 7 年度朝霞市スポーツ少年団定期総会
27	火	19:00	令和 7 年度朝霞市スポーツ協会定期総会
28	水	18:00	学校教育研修会
29	木	16:15	時年休

※ この月間行事には、教育長の時間外及び市外への勤務並びに休暇を記載しています。

教育長月間行事（令和 7 年 7 月） 予定

日	曜	時 間	行 事 等
2	水	18:00	学校教育研修会
4	金	10:00	埼玉県都市教育長協議会定例協議会
5	土	13:30	令和 7 年度「青少年健全育成の集い」
6	日	8:30	第 4 4 回ライオンズ旗争奪少年サッカー大会
7	月	15:00	管理職選考ヒアリング
9	水	14:00	第 3 回南部教育長会議・教育長協議会
28	月	14:30	朝霞班小学校長会全体研究協議会

※ この月間行事には、教育長の時間外及び市外への勤務並びに休暇を記載しています。

教育長報告事項

専決処理について（物価高騰による学校給食賄材料費の増額について）

朝霞市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定により専決処理した事案について、同規則第3条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

令和7年6月27日

朝霞市教育委員会教育長 二見 隆久

記

- 1 件 名
専決第13号 物価高騰による学校給食賄材料費の増額について
- 2 専決処理期日
令和7年5月27日
- 3 専決処理した理由
6月市議会定例会に補正予算案を提出する関係上、教育委員会へ諮る時間的余裕がなかったため
- 4 事案の内容
別紙のとおり

物価高騰による学校給食賄材料費の増額について

(答 申)

令和7年5月

朝霞市学校給食運営審議会

目 次

- 1 答申内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 2 審議経過及び算出根拠・・・・・・・・・・ P 2 ～ 3
- 3 まとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
- 4 資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4

令和7年5月26日

朝霞市教育委員会
教育長 二見 隆久 様

朝霞市学校給食運営審議会
会長 渡 邊 聡

物価高騰による学校給食賄材料費の増額について（答申）

令和7年5月23日付け朝教委給発第49号で諮問を受けた上記の件について、以下のとおり結論に達したので答申する。

記

朝霞市の学校給食費については、教育委員会から諮問を受け、令和7年4月から学校給食費の見直しの議論を進めているところである。学校給食費の改定までの間、できる限り早期に一品減を解消できるよう適切な給食賄材料費の増額について諮問を受けた件に関し、次のとおり実施すべきであるとの結論に至った。

1 結論

（1）一品減を解消する期間について

小学校及び中学校の学校給食費の改定時期が令和7年10月1日からとすることを踏まえ、令和7年7月から9月とすることが適当である。

（2）一品減の解消に必要な給食賄材料費について

増額すべき給食賄材料費については、次のとおりとすることが適当である。

区分	合計額
児童・生徒	616 万 5 千円
教職員・センター職員等	44 万 9 千円
合計	661 万 4 千円

2 審議経過及び算出根拠

本審議会は、令和7年5月23日、教育委員会から「物価高騰による学校給食賄材料費の増額について」の諮問を受け、同年5月26日に審議会を開催し、資料を基に慎重に審議を進めた結果、改定までの間、月に数回実施している副菜の一品減を解消するために必要とする期間及び費用について、次のとおり算出した。

(1) 給食実施日数と副菜一品の見込み日数

給食実施日数	計 30 回	7 月…11 回
		9 月…19 回
副菜一品減の日数	計 10 回	7 月… 3 回
		9 月… 7 回

(2) 1食あたり副菜一品に必要な費用の算出

一回あたり 副菜1皿に 必要な金額	小学校	53.659 円 ≒54 円
	中学校	58.88 円 ≒59 円

(3) ひとりあたりに必要な金額及び総額

解消に必要な ひとりあたりの 金額(おおよそ)	小学校	≒540 円
	中学校	≒590 円

◎児童・生徒 6,164,869 円 ≒6,165,000 円 (①+②)

小学校	一人当たり	10 回×53.659 円=536.59 円
	全体	7,700 人×536.59 円=4,131,743 円…①
中学校	一人当たり	10 回×58.88 円 =588.8 円
	全体	3,453 人×588.8 円 =2,033,126 円…②

◎教職員及び給食センター職員 448,517 円 ≒ 449,000 円 (③+④)

小学校	一人当たり	10 回×53.659 円=536.59 円
	全体	78 人×536.59 円=310,149 円…③
中学校	一人当たり	10 回×58.88 円 =588.8 円
	全体	235 人×588.8 円 =138,368 円…④

(4) 財源に関して

児童・生徒	保護者の負担軽減の観点から国の交付金等の活用を要望する
教職員及び給食センター職員	自己負担（7月と9月の学校給食費を併せて徴収）とする

3 まとめ

学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることから、その質を確保し、教育活動の一環として適切に実施することが求められる。

学校給食費の改定までの間、いかなる原因に起因するものであっても子どもたちの給食にしわ寄せがいくことのないよう学校給食の内容が適正なものであることが望ましい。

その他、以下のとおり留意するよう要望する。

- ・食材の調達にあたっては、引き続き、安全・安心面に配慮しつつ、適正な価格の食材選定を行うこと。

- ・財源としては、国の交付金等を積極的に活用し、保護者の負担を軽減すること。また国の交付金等を活用できない教職員及び学校給食センター関係職員等においては、周知を徹底し、追加徴収に関して理解を得ること。

以上のとおり学校給食賄材料費を増額し、速やかに月に数回、副菜が一品少ない状況を解消されることを強く求めるものである。

4 資料

朝霞市学校給食運営審議会委員名簿

選出の根拠	氏 名	職業又は所属・職名	備 考
1号委員 (市議会代表)	宮林 智美	朝霞市議会議員	委員
	高堀 亮太郎	朝霞市議会議員	委員
	獅子倉 晴樹	朝霞市議会議員	委員
2号委員 (学校長代表)	宮腰 高子	朝霞第十小学校長	副会長
	原口 憲充	朝霞第四小学校長	委員
	小石川 知治	朝霞第二中学校長	委員
	野口 邦彦	朝霞第三中学校長	委員
3号委員 (保護者代表)	渡邊 聡	朝霞第一中学校PTA	会長
	太田 剛	朝霞第一小学校 父母と先生の会	委員
4号委員 (市関係行政職員)	田中 聖子	埼玉県朝霞保健所 保健予防推進担当	委員
5号委員 (知識経験者)	藤原 艶子	学校薬剤師	委員
	川又 佐紀	朝霞保健所管内地域活動 栄養士会「えぷろん」会員	委員

朝教委給発第49号
令和7年5月23日

朝霞市学校給食運営審議会
会長 渡 邊 聡 様

朝霞市教育委員会
教育長 二見 隆久

物価高騰による学校給食賄材料費の増額について（諮問）

物価高騰が続く中、学校給食食材費も値上がりが続いており、令和6年10月から給食の副菜を一品減らす日を月に数回設けている状況となっています。

令和7年3月25日付けの教育委員会からの諮問により朝霞市学校給食運営審議会において学校給食費の見直しについて検討を進めているところですが、学校給食費の改定がなされるまでの間、できる限り早期に一品減を解消できるよう適切な給食賄材料費の増額について「朝霞市学校給食運営審議会」に諮問いたします。

教育長報告事項

専決処理について（朝霞市学校給食費特例徴収規則について）

朝霞市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定により専決処理した事案について、同規則第3条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

令和7年6月27日

朝霞市教育委員会教育長 二見 隆久

記

1 件 名

専決第14号 朝霞市学校給食費特例徴収規則について

2 専決処理期日

令和7年5月27日

3 専決処理した理由

6月市議会定例会に補正予算案を提出する関係上、教育委員会へ諮る時間的余裕がなかったため

4 規則について

別紙のとおり

朝霞市学校給食費特例徴収規則

(趣旨)

第1条 この規則は、令和7年7月から9月までの学校給食における追加的に発生する経費（以下「特例給食費」という。）に関する徴収について必要な事項を定めるものとする。

(特例給食費の徴収対象者)

第2条 特例給食費の徴収は、次の者を対象として行う。

- (1) 市立の小学校に属する職員及び市立の小学校に係る学校給食の業務に従事する職員
- (2) 市立の中学校に属する職員及び市立の中学校に係る学校給食の業務に従事する職員

(経費の負担)

第3条 特例給食費は、学校給食を受ける職員及び試食会等の参加者の負担とする。

(給食実施回数)

第4条 学校給食は、授業日の昼食時に実施するものとし、令和7年7月の給食実施回数は11回、令和7年9月の給食実施回数は19回とする。

(特例給食費の額)

第5条 特例給食費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第2条第1号に掲げる者 540円
- (2) 第2条第2号に掲げる者 580円

2 前項の規定にかかわらず、試食会等における1回当たりの特例給食費の額は次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 市立の小学校において学校給食を受けた者 18円
- (2) 市立の中学校において学校給食を受けた者 19円

(特例給食費の納入)

第6条 職員は、前条第1項第1号又は第2号に規定する特例給食費の額を令和7年10月31日までに市に納入しなければならない。ただし、人事異動等により令和7年7月1日から9月30日までの期間の途中から学校給食を受けた場合は、前条第2項第1号又は第2号に掲げる額に学校給食を受けた回数に乗じて得た額を納入するものとする。

2 前項に定めるもののほか、試食会等により学校給食を受けた者は、前条第2項に掲げる額を、令和7年10月31日までに市に納入しなければならない。

(特例給食費の還付)

第7条 職員（第1号（職員が死亡した場合に限る。）に該当する場合は、当該職員の相続人）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、特例給食費の還付を請求することができる。

- (1) 職員が死亡し、又は退職した場合
- (2) 病気、事故その他の理由によりあらかじめ連絡のあった者で、給食を受けない日

が引き続き4日を超えた場合

(3) 食物アレルギーを有する等の理由により、給食の一部を食べることができない場合

2 特例給食費の1回当たりの還付額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 市立の小学校において学校給食を受けた者 18円

(2) 市立の中学校において学校給食を受けた者 19円

3 前項の規定にかかわらず、第1項第3号に規定する給食の一部を食べることができない場合の還付額は、別に定める額とする。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、特例給食費に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。

教育長報告事項

朝霞市立小・中学校教職員テレワーク試行実施について

1 概要

- (1) 目的 この制度は、学校教職員の業務負担の軽減を図るとともに、業務の特性に応じた柔軟な働き方を可能とすることにより、より働きやすい環境を整備することを目的とする。これにより、学校現場における働き方改革を推進し、持続可能な教育活動の実現を目指す。

本制度を適正に実施するため、別添の要領を定め、具体的な運用はこれによる。

(2) 実施期間

テレワークは長期休業日を原則としつつ、災害その他やむを得ない事由又は特段の業務上の必要性がある場合で校長が適当と認めた場合は例外で実施する。

(3) 対象者

朝霞市立小学校及び中学校に勤務する全職員。

ただし、朝霞市会計年度任用職員は除く。

(4) 実施可能な業務

- | | |
|--------------|----------------|
| ・教材研究、授業準備 | ・会議資料、報告書等作成 |
| ・研究資料の作成 | ・校内会議へのオンライン参加 |
| ・研修へのオンライン参加 | ・その他校長が認めた業務 |

(5) 実施手続き

教職員がテレワークを実施する場合は、原則として実施希望日の7日前までに申請書を提出し、校長の承認を受ける。該当日は始業及び終業時に勤怠システムにより打刻を行い、所定の業務を遂行する。また実施後には、実施報告書を提出する。

2 施行日

令和7年7月1日から試行する。

令和8年3月31日までの間、試行で実施する。

朝霞市立小・中学校教職員テレワーク試行実施要領（案）

（目的）

第1条 この要領は、学校教職員がＩＣＴを活用した自宅等における勤務（以下「テレワーク」という。）を適正に実施するために、必要な事項を定めることを目的とする。

（実施期間）

第2条 テレワークは、長期休業日（夏季休業日、冬季休業日、学年末休業日）に限り実施する。ただし、災害その他やむを得ない事由又は特段の業務上の必要性がある場合において、校長が適当と認めたときは、この限りではない。

（対象職員）

第3条 朝霞市立小学校及び中学校（朝霞市立学校設置条例（昭和41年条例第2号）に規定する学校をいう。）に勤務する全教職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3に該当する臨時的任用職員を含む）を対象とする。ただし、地方公務員法第22条の2に該当する本市会計年度任用職員は除く。

（承認権者）

第4条 テレワークの承認は、テレワークの実施を希望する教職員（以下「希望教職員」という。）の校長が行う。

（実施可能な業務）

第5条 テレワークにより実施可能な業務は、次に掲げる業務とする。

- （1） 教材研究、授業準備
- （2） 会議資料、報告書等の作成
- （3） 研修資料の作成
- （4） 校内会議へのオンライン参加
- （5） 研修へのオンライン参加
- （6） その他校長が認めた業務

（要件）

第6条 第4条の承認をする場合は、前条に規定する業務のうち次の各号のいずれにも該当していなければならない。

- （1） 希望教職員が、円滑にテレワークを実施することができると認められること。
- （2） テレワークを行うことにより校務の適正な運営に支障が生じないこと。
- （3） 予定されている業務がテレワークの業務として適当であること。
- （4） 職務状況を校長が確認できる体制が整っていること。

- 2 テレワークの実施日数は、本要領施行日から令和8年3月31日までの期間中、通算5日以内とする。ただし、災害その他やむを得ない事由又は特段の業務上の必要性がある場合において、校長が適当と認めたときは、この限りではない。

(実施単位)

第7条 テレワークの実施にあたっては、日を単位として承認する。

ただし、やむを得ない場合は、半日又は時間を単位とした実施も可とする。

(実施場所)

第8条 テレワークの実施場所は、原則としてテレワークを実施する教職員（以下「実施教職員」という。）の自宅とする。ただし、あらかじめ校長の承認を受けた場合は、この限りではない。

- 2 前項のテレワーク実施場所を勤務公署とみなす。

(勤務時間等)

第9条 実施教職員の勤務時間及び休憩時間は、原則として勤務校における時間と同一とし、時間外勤務は認めないものとする。

- 2 第7条ただし書きの規定により、半日又は時間単位で実施する場合、自宅等と勤務校との間の移動に要する時間は勤務時間に含めないものとする。
- 3 移動時間については、必要に応じて年次有給休暇又は休憩時間を充てるものとする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、第15条第1項の規定により勤務校へ出勤した場合は勤務時間に含めるものとする。

(休暇等)

第10条 実施教職員は、テレワーク中に体調不良、育児、介護及びその他の理由により勤務から離れる場合は、あらかじめ校長に電話等により連絡し、年次休暇等を取得するものとする。

(実施手続等)

第11条 希望教職員は、原則として、在宅勤務を実施しようとする日の7日前までに「テレワーク申請書兼報告書」（別記様式）により、校長に申請するものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、実施希望日の前日までの申請を認めるものとする。

- 2 本テレワークの実施による在宅勤務手当等の支給については、埼玉県が別に定める手続きに従い、必要な申請等を行うものとする。
- 3 第1項の規定による申請を受けた校長は、第6条に定める要件に照らし、テレワーク実施前の勤務状況や勤務体制への影響等を勘案して、テレワークの承認又は不承認を決定するものとする。

- 4 校長が承認した場合、当該勤務は校長の命に基づくものとみなす。
- 5 実施教職員は、業務の開始時及び終了時に校務支援システムC 4 thにより出退勤の打刻を正確に行わなければならない。
- 6 校長又は校長が指定する在籍確認者は、必要がある都度、電子メール又は電話により、実施教職員に対し、業務の遂行状況を確認することができる。
- 7 実施教職員は、テレワーク終了後、速やかに「テレワーク申請書・承認（不承認）通知書・報告書」（別記様式）により報告書を校長に提出するものとする。
- 8 校長は、テレワークの実施内容について確認の必要があると認めるときは、実施教職員に当該勤務の事実を証する関係資料等の提出を求めることができる。
- 9 校長は、前2項の規定により実施状況を確認し、適正な実施が行われていないと認められる場合には承認を取消することができる。

（環境整備）

- 第12条 テレワークは、朝霞市教育委員会が貸与した教職員用端末及び周辺機器（以下「教職員用端末等」という。）を利用して行うものとする。
- 2 実施教職員は、テレワークの実施場所において、教職員用端末等を設置した場所及びその周辺から私物を撤去する等、職務に専念できる環境を自ら整えなければならない。
 - 3 実施教職員は、テレワークの実施場所において、業務の円滑な遂行に必要な空間及び環境の確保に努めるとともに、安全衛生管理については、自己の責任をもってあたなければならない。

（情報セキュリティ対策）

- 第13条 実施教職員は、テレワークの実施に当たり、「朝霞市情報セキュリティ基本方針」、「朝霞市教育委員会情報セキュリティポリシーセキュリティ対策基準」のほか、情報セキュリティに関する関係規程、教育委員会及び学校が別に定めるガイドラインその他の指示を遵守しなければならない。
- 2 実施教職員は、テレワークのため、個人情報等が含まれる校務上の電磁的記録媒体（CD-ROM等）又は紙文書を職場から持ち出してはならない。
 - 3 実施教職員は、業務の内容が第三者に漏洩しないよう必要な措置を講じなければならない。
 - 4 テレワークの実施に当たっては、業務に関する文書又は資料の電磁的記録媒体への保存、端末への保存及び自宅等における印刷をしてはならない。
ただし、校長が業務上特に必要と認めた場合は、この限りではない。
 - 5 テレワークを行う職員は、教職員用端末等の画面をカメラ等で撮影してはならない。

（費用の負担）

- 第14条 テレワーク実施時において次に掲げる費用は、原則として実施教職員の負担と

する。

- (1) 自宅等の光熱水費
- (2) 実施場所の環境整備に要する費用
- (3) インターネット回線費用及びその通信料
- (4) テレワーク時の通信に実施教職員個人の電話を利用した場合は、その利用料金
- (5) テレワークで使用する消耗品費用
- (6) その他、朝霞市教育委員会が負担することが適当でない費用

(中止、中断又は終了)

第15条 校長は、教育活動の円滑な実施、学校運営上の必要性又は緊急時その他やむを得ない事情があると認めたときは、実施教職員のテレワークを中止又は終了させることができる。

2 実施教職員は、自己の都合によりテレワークを中止、中断したいときは、事前に校長に申出なければならない。

3 実施教職員は、テレワーク実施中に、やむを得ず業務を中断又は終了した場合は、速やかに校長に報告をしなければならない。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、教育長が別に定める。

附 則

1 この要領は、令和7年7月1日から施行する。

2 本要領の適用は令和8年3月31日までの間、試行として実施する。

別記様式(第11条関係)

テレワーク申請書・承認(不承認)通知書・実施報告書

テレワーク申請

年 月 日

朝霞市立朝霞第 小・中学校長 宛

申請者 学校名 朝霞第 小・中学校
氏 名

テレワークを実施したいので下記のとおり申請します。

記

申請期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで				
申請理由 (目的・必要性)					
勤務場所	1自宅 2その他()	住所			
緊急連絡先	電話 - -				
利用機器	1 教職員用端末 2 その他()				
テレワークで実施 予定の業務内容 (具体的に)	☐ 教材研究、授業準備 ☐ 会議資料、報告書等の作成 ☐ 研修資料の作成 ☐ 校内会議へのオンライン参加 ☐ 研修へのオンライン参加 ☐ その他校長が認めた業務 具体的内容				
添付書類	1 事前チェックリスト 2 その他()				

※校長の求めに応じて申請事由を証する書面を提示してください。

承認・不承認通知

本申請について、次のとおり決定したので通知する。

1 承認
2 不承認(理由:)
年 月 日
朝霞第 小・中学校長

(裏面)

実施報告

年 月 日

朝霞市立朝霞第 小・中学校長 宛

報告者 学校名 朝霞第 小・中学校
氏 名

テレワークを終了しましたので、下記のとおり報告します。

記

実施期間	年	月	日	時	分から
	年	月	日	時	分まで
テレワークで実施した業務内容(具体的に)					

※校長の求めに応じて、実施した業務内容が確認できる資料を提出してください。

※中止、中断等した場合は、その理由も記載してください。

令和7年度朝霞市教育研究奨励費受給者について

令和7年度朝霞市教育研究奨励費受給者研修会(パワーアップ研修会)の概要

月	研 修 内 容	研修の概要・留意点等
5月28日 (水) 15:00～16:30	開講式並びに 第1回全体研修 会場：朝霞市役所 5階 502 会議室	①講話「パワーアップ研修に期待すること」 講師：学校教育部長 福士 昌三 ○令和7年度朝霞市教育研究奨励費受給者研修会の概要説明 *受給者は「朝霞市教育研究奨励計画書」を提出
7月22日 (火) 9:30～11:30	第2回全体研修 会場：朝霞市産業 文化センター	②昨年度の受給者の発表を聞く。 ③今後の流れと指導案作成について
7月22日 (火) 14:30 ～ 16:30	第3回全体研修 会場：さいたま市 五反田会館 (4年次教員研修と合同)	④講話：人権教育における同和問題について
7月 ～ 8月	研究の主題に迫る ための計画・実践。	○管理職を通して担当指導主事と個別に相談の日程を調整 する。相談時には研究計画や指導案等の資料を持参し、今 後の授業展開、研究方法や検証方法を明確にする。 ○受給者は随時、研究に必要な書籍等の購入を行う。 (8月末日までに補助金申請書を提出する。)
8月末日まで	研究奨励費に係る 事務手続きを行 う。 *研究に係る図書を テーマが決まり次第 購入してください。	① 補助金申請書(様式第3号)(領収書を添付)を提出する。 ② 補助金請求書(様式第4号)を提出する。 ③ 補助金交付決定通知が本人に送付される。 後日、補助金が本人名義の口座に送金される。
10月 ～ 1月	研究授業を実施す る。	○研究授業(各校管理職・担当指導主事が参観して指導) ○指導案の指導は、担当指導主事が行う。 *研究授業の一カ月程度前を目安に、管理職を通じて担当指 導主事に指導案を提出し、指導を受ける。
1月末日まで	研究成果を「教育 朝霞」の原稿とし てまとめて提出す る。	○研究報告書(「教育朝霞」の原稿)を1月中に提出する。 ○提出にあたっては、必ず、所属校の校長の指導を受けた後 に提出する。

2月	第4回全体研修並びに閉講式	○研修生による成果の発表 ⑤指導講評 教育指導課長 手島 牧子
----	---------------	------------------------------------

令和7年度 朝霞市教育研究奨励費受給者名簿

No.	学校名	氏 名	経験年数	教科等	研究主題、研究概要等
1	朝霞第二小学校	工藤 詩織	7	特別活動	「日常の生活や学習への適応及び健康安全」 ～意思決定をし、個々のめあてに応じて実践で できるようにするために～
2	朝霞第四小学校	星野 明希	7	特別活動	生活上の課題を自分事として捉え、他者と関わり合いな がらより良い学級を創ろうとする児童の育成を目指して ～学級活動（1）を中心とした自発的、自治的な活動を通 して～
3	朝霞第五小学校	猪狩 有紀子	8	算数	考えを伝え合い、学び合う児童の育成 ～算数科における協働的な学びを実践する授業 づくりを通して～
4	朝霞第六小学校	渡辺 佳花	7	外国語活動	外国語を用いてコミュニケーションを楽しむ ～やりとりに自信を持たせる工夫～
5	朝霞第八小学校	榎 恭兵	7	特別の教科道徳	試行を促す板書と発問 ～児童も教師も楽しく深める道徳授業を目指し て～
6	朝霞第二中学校	大島 吾一	8	理科	協働的な探究活動を通した、深い学びを得られる学習 ～ICTを活用した情報共有と自己の変容の振り返り～
7	朝霞第三中学校	山本 和哉	7	英語	個別進度学習と協働的な学習による2技能の向 上 ～帯活動での実践を通したリーディング力とラ イティング力の向上～

教育長報告事項

令和7年度第2回朝霞市学校給食運営審議会について

- 1 日 時 令和7年5月26日（月）午後2時～午後3時40分
- 2 会 場 溝沼学校給食センター 会議室
- 3 出席者 朝霞市学校給食運営審議会委員 12名中 9名出席
事務局職員 学校教育部長他6名出席
※傍聴者6名
- 4 議 事
議題
①物価高騰による学校給食賄材料費の増額について
②学校給食費の見直しについて

5 内 容

議題①物価高騰による学校給食賄材料費の増額については、令和7年7月から9月まで、月に数回行っている副菜の一品減解消のため、児童・生徒分については物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用、教職員及び給食センター職員については自己負担により対応する旨の答申案を説明し、原案のとおり承認されました。

議題②学校給食費の見直しについては、第1回審議会に引き続き審議を行い、学校給食費の改定時期を令和7年10月1日とし、また、小学校分1,300円、中学校分1,500円の値上げとすることで、答申案が承認されました。

令和7年度第2回朝霞市学校給食運営審議会出欠表

令和7年5月26日(月)開催

選出の根拠	氏 名	職業又は所属・職名	出欠
1号委員 (市議会代表)	宮 林 智 美	朝霞市議会議員	○
	高 堀 亮太郎	朝霞市議会議員	○
	獅子倉 晴 樹	朝霞市議会議員	○
2号委員 (学校長代表)	原 口 憲 充	朝霞第四小学校長	○
	宮 腰 高 子	朝霞第十小学校長	○
	小石川 知 治	朝霞第二中学校長	○
	野 口 邦 彦	朝霞第三中学校長	×
3号委員 (保護者代表)	渡 邊 聡	朝霞第一中学校PTA	×
	太 田 剛	朝霞第一小学校父母と先生の会	○
4号委員 (市関係職員)	田 中 聖 子	埼玉県朝霞保健所 保健予防推進担当部長	○
5号委員 (知識経験者)	藤 原 艶 子	学校薬剤師	○
	川 又 佐 紀	朝霞保健所管内地域活動栄養士会 えぷろん会員	×

教育長報告事項

第42回朝霞市芸術文化展について

- 1 日 時 令和7年5月24日(土) 午前10時～午後4時30分
 5月25日(日) 午前10時～午後3時
 6月8日(日) 午前9時～午後5時(囲碁大会のみ)

- 2 会 場 朝霞市中央公民館・コミュニティセンター

- 3 主 催 朝霞市・朝霞市教育委員会・朝霞市文化協会

4 参加種目及び延べ入場者数

種 目		延べ入場者数	種 目		延べ入場者(参加者)数
展 示 部 門	華道	364人	大会部門	茶道(5/24(土))	94人
	書道	441人		将棋(5/25(日))	29人
	水墨画	441人		囲碁(6/8(日))	32人
	日本画	400人	小 計		155人
	切り絵・手工芸	336人	四市芸能・芸術文化祭(実施無し)		—
	盆栽	359人	ミニコンサート(実施なし)		—
	写真	336人	小 計		—
小 計		2,677人	合 計		2,832人

(前年度：3,117人)

5 内 容

第42回朝霞市芸術文化展は、上記の日時及び会場で開催しました。

展示部門には7団体、計237点(うち公募出展：5点)の作品が出品され、前年度の216点を上回る作品数の展示を行うことができました。例年、展示作品の一般公募は秋の文化祭時に行っていますが、本年度は中央公民館の改修工事により秋の文化祭では作品展示を行わないことから、当事業において一般公募を行いました。出展数は5点と少なかったものの、地域のつながりから文化の振興を図ることができました。

大会部門では、お茶室体験、将棋及び囲碁大会が開催され、こちらも盛況のうちに終了することができました。

また、両日とも「スタンプラリー」を実施し、館内の各展示コーナーを廻った来場者にはガラポンで抽選をしていただき、朝霞市文化協会が用意したお菓子や野菜などの景品をお渡しし、大いに賑わっていました。

芸術文化展は文化協会加盟団体の日ごろの活動の成果を発表する場であるだけでなく、地域と各世代との異世代交流を図ることができる機会となり、大変意義のあるものです。

今後も朝霞市の芸術文化の更なる発展のために、本事業の市民への周知と内容の充実に一層力を入れてまいります。

教育長報告事項

令和7年度放課後子ども教室事業（居場所提供型）の利用状況について

1 事業名 放課後子ども教室事業（居場所提供型）

2 開始日時 令和7年4月8日から

3 登録者数及び利用者

（登録者数）

	第六小学校	第八小学校
3月	110人	75人
4月	23人	16人
5月	25人	11人
合計	158人	102人

（利用者数）

	第六小学校		第八小学校	
	合計	平均	合計	平均
4月	274人	18.3人	265人	17.7人
5月	490人	25.8人	390人	19.5人
合計	764人	22.5人	655人	18.7人

※令和7年5月31日現在

教育長報告事項

第38回企画展「根岸古墳群と内間木古墳群 ～朝霞の古墳時代～」事業報告について

1 開催期間 令和7年3月8日(土)～5月6日(火) 開館日数50日

2 場 所 朝霞市博物館

3 入館者数 5,934人 一日平均 118.6人

4 内 容

朝霞には根岸古墳群と内間木古墳群と呼ばれるに二つの古墳群があります。根岸古墳群では県指定史跡の柁塚古墳や市指定文化財の出土遺物を伴う一夜塚古墳が知られています。

一方、内間木古墳群については根岸古墳群と対をなして紹介されてきましたが、発掘調査による情報は多くありませんでした。

そこで今回は、内間木古墳群の近年、あるいは速報的な調査成果を採り上げながら両古墳群とその時代について紹介しました。

5 評価及び反省

本展では、展示、講演会、ギャラリートーク、体験教室(小学生向け)いずれも好評を博したと言えます。近年では減少傾向にあった入館者数に一定の回復が認められ、講演会では定員を倍にして対応しました。アンケートでは、展示、講演会ともに9割以上が5段階評価の4以上という結果でした。図録の売上げも好調で、他の考古学関連刊行物の売上げにも繋がりました。

広報面では、記者発表やtetoruの活用を大型連休に当てたことで一層の集客増に繋がりました。

学術的には、内間木古墳群初となる埴輪を伴う円墳の調査速報を紹介できたことが特筆されます。出土埴輪の生産窯同定など、展示準備を通じて新たな成果も上げることができました。

以上のことから郷土資料の調査成果を発信・紹介するという展示における博物館の使命を概ね果たすことができたと考えます。

課題としては、展示における小学生向けの解説拡充が挙げられます。企画展の表記は一般向けを基本としていますが、今後はめりはりをもってそうした解説を取り入れ分かり易い表現に努めるとともに、来館者年代拡幅に繋げるよう取り組んでいきたいと考えます。

教育長報告事項

第23回らいぶらりコンサートについて

- 1 日 時 令和7年5月25日（日）正午～午後4時00分
- 2 会 場 朝霞市立図書館視聴覚室
- 3 共 催 らいぶらりコンサート実行委員会・朝霞市立図書館
- 4 参加団体 8団体（演奏順） 出演者62人
 - ①箏曲 千翔会（箏）
 - ②プラス・エックス（ギター）
 - ③けんぱんクラブ（鍵盤ハーモニカ）
 - ④ウクレレ Pole Pole with B`ABA Band（ウクレレ）
 - ⑤ギターサークルカデンツァ（ギター）
 - ⑥春霞（箏）
 - ⑦Saika Chorus（コーラス）
 - ⑧ブリランテ・デ・ラ・ギターラ（ギター）
- 5 来場者数 181人
- 6 内 容

本コンサートは、広報紙等で募集、応募した参加団体で構成された実行委員会により、図書館と協働で実施したものです。

プログラムの設定から会場設営までの全てが、実行委員会の手作りによるもので、毎回、多くの方々に来場いただき、好評をいただいています。

本年度は、「昭和」をテーマに開催し、来場者アンケートでは、約90%の方から「良かった」との評価をいただきました。演奏者、来場者ともに、子供から70代以上の方まで幅広い参加があり、来年のコンサートへのリクエストなど、期待する声が多く寄せられました。

来年度におきましても、図書館で開かれるユニークなコンサートとして、実行委員会と図書館との協働で実施していきたいと考えております。

議案第 35 号

第 3 期朝霞市教育振興基本計画の策定方針について

朝霞市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 2 条第 1 項第 1 号の規定により、第 3 期朝霞市教育振興基本計画の策定方針を別紙のとおり定めることについて議決を求める。

令和 7 年 6 月 27 日提出

朝霞市教育委員会教育長 二見 隆久

第3期朝霞市教育振興基本計画 策定方針（案）

策 定 方 針

- ・朝霞市の第6次総合計画の見直し内容を踏まえ、整合を図りながら策定する。
- ・国の第4期教育振興基本計画及び第4期埼玉県教育振興基本計画を参酌して策定する。
- ・現行計画の現状と課題を踏まえ、中長期的な視点から取り組むべき施策に関する計画を策定する。

【基本理念（案）】

○心豊かに ともに未来をひらく 朝霞の教育

【基本方針（案）】

○学校・家庭・地域・行政が連携・協働し、よりよい社会を創造する
こどもたちをはぐくみます

○一人一人が心豊かに、ともに学び、支え合うまちを目指します

●計画期間

令和8年度～令和12年度 5年間

●検討組織

（1）朝霞市教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）

「朝霞市教育振興基本計画策定委員会条例」に基づき設置される。

委員は15人以内で構成。

委員：学識経験者、学校関係者、教育関係団体の代表者、公募による市民又は
公募委員候補者名簿に登載された市民、市職員

（2）作業部会

朝霞市教育振興基本計画の素案を作成するために設置する。構成員は教育委員会内部課長とする。

●策定スケジュール（令和7年度）

6月～	第3期朝霞市教育振興基本計画策定方針を教育委員会で議決 作業部会を設置し、計画素案を諮問 委員会を設置し、計画案を検討
11月～12月	市民コメント
2月	計画案の答申 計画案を教育委員会へ提出、議決

議案第36号

朝霞市教育振興基本計画策定委員会委員の委嘱及び任命について

朝霞市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項第7号の規定により、下記のとおり朝霞市教育振興基本計画策定委員会委員を委嘱及び任命することについて議決を求める。

令和7年6月27日提出

朝霞市教育委員会教育長 二見 隆久

記

- 1 発令事項 朝霞市教育振興基本計画策定委員会委員を委嘱（任命）する。
任期は令和7年7月30日から
計画案を答申する日までとする。
- 2 発令年月日 令和7年7月30日
- 3 発令候補者 別紙のとおり
- 4 発令の根拠 朝霞市教育振興基本計画策定委員会条例第4条第2項

別紙

朝霞市教育振興基本計画策定委員会委員 発令候補者名簿

選出の区分	氏 名	職業又は所属・職名
学識経験を有する者	つかだ しょういち 塚田 昭一	十文字学園女子大学 教育人文学部児童教育学科教授
学校関係者	からまつ よしと 唐松 善人	朝霞市立朝霞第一中学校長
学校関係者	こじま たかし 小島 孝之	朝霞市立朝霞第六小学校長
学校関係者	かない くにお 金井 邦夫	朝霞市立朝霞第四中学校教頭
学校関係者	なぐも ひでたか 南雲 秀隆	朝霞市立朝霞第九小学校教頭
学校関係者	ゆきひら かおる 行平 かおる	朝霞花の木幼稚園長
学校関係者	いじち くみこ 伊地知 くみ子	本町保育園長
教育関係団体の代表者	にし さやか 西 明	朝霞市保護者代表連絡会事務局長
教育関係団体の代表者	かねこ ゆきお 金子 幸男	朝霞市社会教育委員会議議長
教育関係団体の代表者	ひらつか まこと 平塚 誠	朝霞市文化協会会長
教育関係団体の代表者	しおみ みつお 塩味 光夫	朝霞市スポーツ協会理事長
公募委員候補者名簿に 登載された市民	さか しんご 坂 真吾	
公募委員候補者名簿に 登載された市民	はただ なおみ 畑田 奈央美	
市職員	ふくし しょうぞう 福士 昌三	学校教育部長
市職員	おくやま ゆうざぶろう 奥山 雄三郎	生涯学習部長

議案第37号

朝霞第十小学校運営協議会委員の解任及び任命について

朝霞市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項第7号の規定により、下記のとおり朝霞市学校運営協議会委員を解任及び任命することについて議決を求める。

令和7年6月27日提出

朝霞市教育委員会教育長 二見 隆久

記

1 解任について

- (1) 発令事項 朝霞第十小学校学校運営協議会委員を解任する。
- (2) 発令年月日 令和7年6月30日
- (3) 発令候補者

氏名	職業又は所属・職名	備考
はらやま ゆか 原山 由佳	朝霞第十小学校 学校運営協議会委員	役員交代

- (4) 解任の根拠 朝霞市学校運営協議会規則第14条第1項第1号

2 任命について

- (1) 発令事項 朝霞第十小学校学校運営協議会委員を任命する。
- (2) 発令年月日 令和7年7月1日
- (3) 発令候補者

氏名	職業又は所属・職名	備考
やまもと すみれ 山本 堇	朝霞第十小学校 学校運営協議会委員	役員交代

議案第 38 号

学校給食費の見直しについて（答申）

朝霞市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 2 条第 1 項第 1 号の規定により、朝霞市学校給食運営審議会から「学校給食費の見直しについて」答申を受け、学校給食費の見直しに関して議決を求める。

令和 7 年 6 月 27 日提出

朝霞市教育委員会教育長 二見 隆久

学校給食費の見直しについて（答申）

1. 答申事項

学校給食費の見直しについて（答申）

2. 答申の内容

朝霞市の学校給食費は、令和5年4月に改定を行い、コロナ禍後の物価上昇を給食費に反映させたものである。その後においても、原材料価格の高騰、円安に伴うエネルギー・輸送コストの上昇、そして従業員不足や賃金上昇などの要因によりさらなる物価の上昇が続いている状況である。

こうした状況を総合的に勘案し、かつ保護者の意見も参考にしながら慎重に審議した結果、現行の学校給食費では、今後、国産品を基本とする食材の調達や地産地消の推進など安全・安心で栄養バランスのとれた魅力ある学校給食の提供が困難であること、また、昨今その重要性が増している「食育」の観点からも工夫を凝らした献立内容等、学校給食のより一層の充実が望まれることから、小学校及び中学校の学校給食費について、次のとおり改定することが妥当であるとの結論に至った。

結論

（1）学校給食費の改定時期について

小学校及び中学校の学校給食費の改定時期は、令和7年10月1日からとすることが適当である。

（2）学校給食費の改定額について

改定後の学校給食費については、次のとおりとすることが適当である。

区分	改定後			現行		
	月額	年間回数	1食単価	月額	年間回数	1食単価
小学校	6,000円	185回	355円	4,700円	185回	280円
中学校	6,800円	185回	405円	5,300円	185回	315円

3. 審議事項

答申のとおり学校給食費の見直しを実施してよろしいか審議願います。

（1）実施時期

令和7年10月1日から

（2）改定額

区分	改定額		
	月額	年間回数	1食単価
小学校	6,000円	185回	355円
中学校	6,800円	185回	405円

学校給食費の見直しについて

(答 申)

令和7年5月

朝霞市学校給食運営審議会

目 次

- 1 答申内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1～2
- 2 審議経過及び算出根拠・・・・・・・・・・ P 2
- 3 保護者の理解・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
- 4 学校給食費改定による効果の一例・・・・・・・・ P 3
- 5 審議経過の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
- 6 まとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
- 7 資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5～P 6

令和7年5月26日

朝霞市教育委員会
教育長 二見 隆久 様

朝霞市学校給食運営審議会
会長 渡 邊 聡

学校給食費の見直しについて（答申）

令和7年3月25日付け朝教委給発第302号で諮問を受けた上記の件について、以下のとおり結論に達したので答申する。

記

朝霞市の学校給食費は、令和5年4月に改定を行い、コロナ禍後の物価上昇を給食費に反映させたものである。その後においても、原材料価格の高騰、円安に伴うエネルギー・輸送コストの上昇、そして従業員不足や賃金上昇などの要因によりさらなる物価の上昇が続いている状況である。

こうした状況を総合的に勘案し、かつ保護者の意見も参考にしながら慎重に審議した結果、現行の学校給食費では、今後、国産品を基本とする食材の調達や地産地消の推進など安全・安心で栄養バランスのとれた魅力ある学校給食の提供が困難であること、また、昨今その重要性が増している「食育」の観点からも工夫を凝らした献立内容等、学校給食のより一層の充実が望まれることから、小学校及び中学校の学校給食費について、次のとおり改定することが妥当であるとの結論に至った。

1 結論

（1）学校給食費の改定期期について

小学校及び中学校の学校給食費の改定期期は、令和7年10月1日からとすることが適当である。

（2）学校給食費の改定額について

改定後の学校給食費については、次のとおりとすることが適当である。

区分	改定後			現行		
	月額	年間回数	1食単価	月額	年間回数	1食単価
小学校	6,000円	185回	355円	4,700円	185回	280円
中学校	6,800円	185回	405円	5,300円	185回	315円

2 審議経過及び算出根拠

本審議会は、令和7年3月25日、教育委員会から「学校給食費の見直しについて」の諮問を受け、同年4月28日、5月26日に審議会を開催し、資料を基に保護者の意見も参考にしながら慎重に審議を進めた結果、基本物資や諸物価の上昇の影響により、年々減少している副食費について、概ね前回改定時の水準に回復することが必要であると判断し、次のとおり設定した。

(1) 小学校1食あたり単価比較と内訳

内 訳	現状（令和5年度）	改定後（令和7年度～）	差額
1食あたり単価	280.00円	355.00円	75.00円
内、主食費	57.83円	79.31円	21.48円
内、副食費	163.79円	210.82円	47.03円
内、牛乳費	58.38円	64.87円	6.49円

(2) 中学校1食あたり単価比較と内訳

内 訳	現状（令和5年度）	改定後（令和7年度～）	差額
1食あたり単価	315.00円	405.00円	90.00円
内、主食費	70.88円	94.67円	23.79円
内、副食費	185.74円	245.46円	59.72円
内、牛乳費	58.38円	64.87円	6.49円

(3) 改定後の学校給食費（月額）の算出

- ・ 小学校：355円/1食×①185回÷②11ヶ月＝5,987円÷6,000円/月
 - ・ 中学校：405円/1食×①185回÷②11ヶ月＝6,811円÷6,800円/月
- ①年間給食日数 ②給食費年間徴収月数

(4) 改定後の学校給食費の基準額（1食）の算出

- ・ 小学校：6,000円×②11ヶ月÷①185回＝356.7円≒※355円/1食
 - ・ 中学校：6,800円×②11ヶ月÷①185回＝404.3円≒※405円/1食
- ①年間給食日数 ②給食費年間徴収月数

※試食会/還付等の単価に使用するため、端数を調整しています。

3 保護者の理解

学校給食課では、令和6年度下半期から賄材料費のひっ迫に伴い、保護者への説明と同時に学校給食費に関するアンケートを実施した。

結果として、回答したおよそ9割の保護者が学校給食の質と量を維持するための学校給食費の改定に理解を示す結果となった。

質及び量を維持し、安全・安心で魅力ある学校給食を維持するためには、必要やむを得ない対応として保護者から一定の理解を得ているものと考えられる。

(1) 意見募集期間 令和7年2月25日(火)から3月9日(日)

(2) 意見の結果

対象世帯数	7,680世帯
回答の総数	914人
内、給食費の見直しに賛成	89% (やむを得ない48%、 どちらかといえばやむを得ない41%)
内、給食費の見直しに反対	11% (どちらかといえばしないでほしい8%、 しないで欲しい3%)

4 学校給食費改定による効果の一例

月に数回小皿を減らしている状況の解消、食材の増量や変更、果物やデザート等の提供回数の増加、食育に資する献立の充実などが可能となる。その結果、魅力あるおいしい給食の提供が可能となり、健やかな成長や健康増進及び食育の推進を図ることが期待できる。

①変わりご飯、特別加工パンの提供

白飯・コッペパン等の提供に代えて、年々提供回数が減少していた、わかめご飯、茶飯、麦ご飯などの変わりご飯及び特別加工パン（バターロールやメロンパン等）の提供回数が増加する。

②行事食や季節のフルーツ・デザート等の提供

フルーツの安定的な提供、そして行事に合わせたデザート等の提供が可能となる。

③豊かな献立の提供

野菜に関しては、もやしや価格が安定した指定野菜（根菜類）中心からアスパラガス等の旬の野菜の提供、魚に関しては、安価な干物中心から西京漬などへ種類を増やした提供ができるようになり、献立のメニューが豊かになる。

5 審議経過の概要

(1) 令和7年3月25日(火) 教育委員会から諮問

(2) 令和7年4月28日(月) 学校給食運営審議会(1回)

検討内容	1 保護者アンケートの実施結果報告 2 現在の状況 3 近隣3市との給食費の比較 4 物価高騰による給食への影響・価格推移・価格見通し 5 給食費改定額の算定 ・小学校の改定額積算 ・中学校の改定額積算 6 給食費の改定時期
------	---

(3) 令和7年5月26日(月) 学校給食運営審議会(2回)

検討内容	1 給食費の改定額について 2 給食費の改定時期について 3 学校給食費の見直しについての答申内容について 4 保護者等への周知について
------	---

6 まとめ

学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることから、その質を確保し、教育活動の一環として適切に実施することが求められる。また、地産地消を推進し、旬の食材や地場産物を活かした献立、郷土食などを工夫して取り入れ、魅力ある献立内容にするなど、学校給食法第2条に規定する学校給食の目標が達成されるよう努めていく必要がある。

今回の学校給食費の改定は、近年の原材料価格、人件費・輸送費等の転嫁に伴う飲食料品の長引く高騰の影響が契機となったものだが、今後は、学校給食の内容が適正なものとなるよう必要に応じて見直しを検討していくことが重要である。

その際には、学校給食の趣旨に基づき、保護者の理解を十分に得る必要がある。また、食材の調達にあたっては、引き続き、安全・安心面に配慮しつつ、適正な価格の食材選定に努める必要がある。

児童生徒の望ましい成長のため、今回の改定が学校給食の質的な向上につながり、保護者を始めとする関係者の学校給食への期待に応えるものとなるよう強く望むものである。

7 資料

朝霞市学校給食運営審議会委員名簿

選出の根拠	氏 名	職業又は所属・職名	備 考
1号委員 (市議会代表)	宮林 智美	朝霞市議会議員	委員
	高堀 亮太郎	朝霞市議会議員	委員
	獅子倉 晴樹	朝霞市議会議員	委員
2号委員 (学校長代表)	宮腰 高子	朝霞第十小学校長	副会長
	原口 憲充	朝霞第四小学校長	委員
	小石川 知治	朝霞第二中学校長	委員
	野口 邦彦	朝霞第三中学校長	委員
3号委員 (保護者代表)	渡邊 聡	朝霞第一中学校PTA	会長
	太田 剛	朝霞第一小学校 父母と先生の会	委員
4号委員 (市関係行政職員)	田中 聖子	埼玉県朝霞保健所 保健予防推進担当	委員
5号委員 (知識経験者)	藤原 艶子	学校薬剤師	委員
	川又 佐紀	朝霞保健所管内地域活動 栄養士会「えぷろん」会員	委員

朝教委給発第302号
令和7年3月25日

朝霞市学校給食運営審議会
会長 渡 邊 聡 様

朝霞市教育委員会
教育長 二見 隆久

学校給食費の見直しについて（諮問）

現在の学校給食費は、直近の令和5年4月に改定を実施しています。これは、新型コロナウイルス感染拡大による物流の遅れやウクライナ情勢などによる原油価格の高騰など、様々な世界情勢や国内における輸送費の増大等を見込み改定を行ったものです。

しかしながら、今もなお消費者物価指数の上昇が留まることなく続いており、学校給食用物資も例外なく上昇の一途であり、先行き不安な状況が続いております。

よって、長期化する物価高騰が想定される局面において、今後も児童生徒に安全・安心でおいしい魅力ある給食を提供し、さらに食育の充実を図っていくため、小学校及び中学校の学校給食費の見直しについて、「朝霞市学校給食運営審議会」に諮問いたします。

議案第 39 号

朝霞市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則について

朝霞市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により、朝霞市学校給食費徴収規則の一部を別紙のように改正することについて議決を求める。

令和 7 年 6 月 27 日提出

朝霞市教育委員会教育長 二見 隆久

議案第 39 号

朝霞市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則について

朝霞市学校給食費徴収規則（令和 2 年朝霞市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 3 号中「4,700」を「6,000」に改め、同項第 4 号中「5,300」を「6,800」に改め、同条第 2 項第 1 号中「280」を「355」に改め、同項第 2 号中「315」を「405」に改める。

第 7 条第 3 項の表市立の小学校において学校給食を受けた者の項給食費 1 回の還付額の欄中「280」を「327」に改め、同項限度額の欄中「4,700」を「6,000」に、「1,460」を「1,860」に改め、同表市立の中学校において学校給食を受けた者の項給食費 1 回の還付額の欄中「315」を「375」に改め、同項限度額の欄中「5,300」を「6,800」に改める。

附則第 2 項第 1 号中「4,200」を「5,500」に、「1,300」を「1,710」に改め、同項第 2 号中「4,800」を「6,300」に改める。

附則第 3 項の表市立の小学校において学校給食を受けた者の項給食費 1 回の還付額の欄中「249」を「327」に改め、同項限度額の欄中「4,200」を「5,500」に改め、同表市立の中学校において学校給食を受けた者の項給食費 1 回の還付額の欄中「285」を「375」に改め、同項限度額の欄中「4,800」を「6,300」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

【参考資料】

朝霞市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則

改正後	改正前												
(給食費の額) 第5条 給食費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1)・(2) (略) (3) 第2条第3号に掲げる者 月額<u>6,000</u>円 (4) 第2条第4号に掲げる者 月額<u>6,800</u>円 (5) (略) 2 前項の規定にかかわらず、試食会等における1回当たりの給食費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 市立の小学校において学校給食を受けた者 <u>355</u>円 (2) 市立の中学校において学校給食を受けた者 <u>405</u>円	(給食費の額) 第5条 給食費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1)・(2) (略) (3) 第2条第3号に掲げる者 月額<u>4,700</u>円 (4) 第2条第4号に掲げる者 月額<u>5,300</u>円 (5) (略) 2 前項の規定にかかわらず、試食会等における1回当たりの給食費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 市立の小学校において学校給食を受けた者 <u>280</u>円 (2) 市立の中学校において学校給食を受けた者 <u>315</u>円												
(給食費の還付) 第7条 (略) 2 (略) 3 給食費の1回当たりの還付額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に定める額とし、還付額が発生した月の還付額の合計額が同表の右欄に掲げる額を超えるときは、当該額を還付額とする。	(給食費の還付) 第7条 (略) 2 (略) 3 給食費の1回当たりの還付額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に定める額とし、還付額が発生した月の還付額の合計額が同表の右欄に掲げる額を超えるときは、当該額を還付額とする。												
<table><tr><th>区分</th><th>給食費1回の還付額</th><th>限度額</th></tr><tr><td>市立の小学校において学校給食を受けた者</td><td><u>327</u>円</td><td><u>6,000</u>円(小学校1年生の4月分にあつて)</td></tr></table>	区分	給食費1回の還付額	限度額	市立の小学校において学校給食を受けた者	<u>327</u> 円	<u>6,000</u> 円(小学校1年生の4月分にあつて)	<table><tr><th>区分</th><th>給食費1回の還付額</th><th>限度額</th></tr><tr><td>市立の小学校において学校給食を受けた者</td><td><u>280</u>円</td><td><u>4,700</u>円(小学校1年生の4月分にあつて)</td></tr></table>	区分	給食費1回の還付額	限度額	市立の小学校において学校給食を受けた者	<u>280</u> 円	<u>4,700</u> 円(小学校1年生の4月分にあつて)
区分	給食費1回の還付額	限度額											
市立の小学校において学校給食を受けた者	<u>327</u> 円	<u>6,000</u> 円(小学校1年生の4月分にあつて)											
区分	給食費1回の還付額	限度額											
市立の小学校において学校給食を受けた者	<u>280</u> 円	<u>4,700</u> 円(小学校1年生の4月分にあつて)											

		は、 <u>1,860円</u>)
市立の中学校において学 校給食を受けた者	<u>375円</u>	<u>6,800円</u>

4 (略)

附 則

1 (略)

(令和7年度の給食費の特例)

- 2 保護者が負担する令和7年4月から令和8年3月までの間に実施する給食に係る給食費（以下「令和7年度給食費」という。）については、朝霞市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則（令和5年朝霞市教育委員会規則第1号。以下「令和5年一部改正規則」という。）による改正後の第5条第1項第1号及び第2号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第2条第1号に掲げる者（第5条第5号に掲げる者を除く。）

月額5,500円（小学1年生の4月分は1,710円）

(2) 第2条第2号に掲げる者（第5条第5号に掲げる者を除く。）

月額6,300円（中学3年生の3月分は、0円）

- 3 保護者に対する令和7年度給食費の1回当たりの還付額については、令和5年一部改正規則による改正後の第7条第3項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に定める額とし、還付額が発生した月の還付額の合計額が同表の右欄に掲げる額を超えるときは、当該額を還付額とする。

区分	給食費1回の還付額	限度額
----	-----------	-----

		は、 <u>1,460円</u>)
市立の中学校において学 校給食を受けた者	<u>315円</u>	<u>5,300円</u>

4 (略)

附 則

1 (略)

(令和7年度の給食費の特例)

- 2 保護者が負担する令和7年4月から令和8年3月までの間に実施する給食に係る給食費（以下「令和7年度給食費」という。）については、朝霞市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則（令和5年朝霞市教育委員会規則第1号。以下「令和5年一部改正規則」という。）による改正後の第5条第1項第1号及び第2号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第2条第1号に掲げる者（第5条第5号に掲げる者を除く。）

月額4,200円（小学1年生の4月分は1,300円）

(2) 第2条第2号に掲げる者（第5条第5号に掲げる者を除く。）

月額4,800円（中学3年生の3月分は、0円）

- 3 保護者に対する令和7年度給食費の1回当たりの還付額については、令和5年一部改正規則による改正後の第7条第3項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に定める額とし、還付額が発生した月の還付額の合計額が同表の右欄に掲げる額を超えるときは、当該額を還付額とする。

区分	給食費1回の還付額	限度額
----	-----------	-----

市立の小学校において 学校給食を受けた者	<u>327</u> 円	<u>5,500</u> 円	市立の小学校において 学校給食を受けた者	<u>249</u> 円	<u>4,200</u> 円
市立の中学校において 学校給食を受けた者	<u>375</u> 円	<u>6,300</u> 円	市立の中学校において 学校給食を受けた者	<u>285</u> 円	<u>4,800</u> 円

議案第40号

朝霞市学校給食運営審議会委員の委嘱について

朝霞市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項第7号の規定により、下記のとおり朝霞市学校給食運営審議会委員を委嘱することについて議決を求める。

令和7年6月27日提出

朝霞市教育委員会教育長 二見 隆久

記

- | | |
|---------|--|
| 1 発令事項 | 朝霞市学校給食運営審議会委員を委嘱する
任期は 令和7年7月1日から
令和8年6月30日まで とする |
| 2 発令年月日 | 令和7年7月1日 |
| 3 発令候補者 | 別紙のとおり |
| 4 委嘱の根拠 | 朝霞市学校給食運営審議会に関する条例第4条 |

令和7年度 朝霞市学校給食運営審議会委員名簿

令和7年7月1日現在

選出の根拠	氏 名	職業又は所属・職名	任用開始
1号委員 (市議会代表)	みやばやし さとみ 宮 林 智美	朝霞市議会議員	再任
	たかぼり りょうたろう 高 堀 亮 太 郎	朝霞市議会議員	再任
	ししくら はるき 獅子倉 晴樹	朝霞市議会議員	再任
2号委員 (学校長代表)	はらぐち のりみつ 原 口 憲 充	朝霞第四小学校長	再任
	みやこし たかこ 宮 腰 高子	朝霞第十小学校長	再任
	こいしかわ ともはる 小石川 知 治	朝霞第二中学校長	再任
	のぐち くにひこ 野 口 邦 彦	朝霞第三中学校長	再任
3号委員 (保護者代表)	おおた つよし 太 田 剛	朝霞第一小学校 P T A会長	再任
	わたなべ さとし 渡 邊 聡	朝霞第一中学校 P T A会長	再任
4号委員 (市関係行政職員)	たなか せいこ 田 中 聖子	埼玉県朝霞保健所 保健予防推進担当	再任
5号委員 (知識経験者)	せき まさゆき 関 昌之	朝霞地区薬剤師会理事	新任
	ば ば あゆみ 馬 場 歩	朝霞保健所管内地域活動 栄養士会「えぷろん」会員	新任

議案第41号

朝霞市社会教育委員の委嘱について

朝霞市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項第7号の規定により、下記のとおり朝霞市社会教育委員を委嘱することについて議決を求める。

令和7年6月27日提出

朝霞市教育委員会教育長 二見 隆久

記

- | | |
|---------|---|
| 1 発令事項 | 朝霞市社会教育委員を委嘱する
任期は令和7年7月1日から
令和9年6月30日までとする |
| 2 発令年月日 | 令和7年7月1日 |
| 3 発令候補者 | 別紙のとおり |
| 4 委嘱の根拠 | 朝霞市社会教育委員設置条例第2条第2項 |

朝霞市社会教育委員 発令候補者名簿

選出の区分	氏 名	職業又は所属・職名	新任・再任の別
学識経験者	いち いし あき ひこ 一 石 昭 彦	東洋大学教授	新任
	き むら けい こ 木 村 啓 子	大東文化大学非常勤講師 (元尚美学園大学教授)	再任
	お じま まち こ 小 島 真知子	元社会教育指導員	再任
	の も と かず ゆき 野 本 一 幸	市議会議員	再任
学校教育関係者	た な べ まさ や 田 辺 雅 也	朝霞第五小学校長	再任
	お お た さだ はる 太 田 禎 治	朝霞第四中学校長	再任
	い と う たか ひと 伊 藤 孝 人	県立朝霞高等学校長	新任
社会教育関係者	ひらつか まこと 平 塚 誠	文化協会会長	新任
	かぶら ぎ とし あき 蕪 木 利 秋	体育協会理事長	再任
	かね こ ゆき お 金 子 幸 男	青少年育成市民会議理事	再任
	くら た ひとみ 蔵 田 ひと美	図書館利用者	再任
	わた なべ とし お 渡 邊 俊 夫	元子ども会連合会会長	再任
	さい とう みつ し 齋 藤 光 司	人権教育推進協議会会長	再任
家庭教育向上活動者	あい ざわ あつし 相 澤 敦	朝霞市保護者代表連絡会会長	新任
公募委員	たか の まさ よし 高 野 正 芳	市 民	新任

議案第42号

朝霞市スポーツ推進委員の委嘱について

朝霞市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項第7号の規定により、下記のとおり朝霞市スポーツ推進委員を委嘱することについて議決を求める。

令和7年6月27日提出

朝霞市教育委員会教育長 二見 隆久

記

- | | |
|---------|---|
| 1 発令事項 | 朝霞市スポーツ推進委員を委嘱する
任期は令和7年7月1日から
令和9年6月30日までとする |
| 2 発令年月日 | 令和7年7月1日 |
| 3 発令候補者 | 別紙のとおり |
| 4 委嘱の根拠 | スポーツ基本法 第32条
朝霞市スポーツ推進委員に関する規則 第3条、第4条 |

スポーツ推進委員候補者名簿（令和7年7月1日現在）

審議会等の名称		定数
朝霞市スポーツ推進委員		25人
委員の氏名	職	備考（構成等）
馬場 典成		少年サッカー
塩味 光夫		卓球
椎橋 成美		スポーツ少年団
茂木 善行		卓球
篠崎 大輔		野球
土屋 秀雄		バスケットボール
荒川 教子		エクササイズ
藤田 志穂		なぎなた
谷津 諭		陸上競技
大越 永人		野球連盟
吉井 美佐子		陸上競技
大橋 和美		テニス
坂本 邦春		バスケットボール
伊藤 秀晃		野球
中西 一裕		少年サッカー
貝塚 裕		少年サッカー
井上 瞭		少年サッカー
山本 昌利		空手道
木村 直登		卓球
山口 英雄		バドミントン
渡辺 孝		水泳
高橋 義正		ジョギング
渡邊 ふじ江		バレーボール
松村 慎二		陸上競技
坪井 秀行		陸上競技

特記事項
設置根拠 朝霞市スポーツ推進委員に関する規則 事務局・担当（生涯学習部 生涯学習・スポーツ課 スポーツ係） 会議の公開状況（ ☒ 公開・非公開） 次回の改選等の予定（令和9年7月）

議案第43号

朝霞市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

朝霞市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項第7号の規定により、下記のとおり朝霞市スポーツ推進審議会委員を委嘱することについて議決を求める。

令和7年6月27日提出

朝霞市教育委員会教育長 二見 隆久

記

- | | |
|---------|--|
| 1 発令事項 | 朝霞市スポーツ推進審議会委員を委嘱する
任期は令和7年7月1日から
令和9年6月30日までとする |
| 2 発令年月日 | 令和7年7月1日 |
| 3 発令候補者 | 別紙のとおり |
| 4 委嘱の根拠 | 朝霞市スポーツ推進審議会に関する条例 第4条 |

候補者名簿（令和7年7月1日現在）

審議会等の名称		定数
朝霞市スポーツ推進審議会		15人
委員の氏名	職	備考（構成等）
石原 茂	会長	朝霞市スポーツ協会
渋谷 昇	副会長	朝霞市陸上競技協会
馬場 典成	委員	朝霞市スポーツ推進委員
塩味 光夫	委員	朝霞市卓球協会
奥山 直希	委員	朝霞市ソフトテニス連盟
椎橋 成美	委員	朝霞市スポーツ少年団
鈴木 静江	委員	朝霞市レクリエーション協会
松尾 哲	委員	朝霞市自治会連合会
鈴木 智子	委員	東洋大学健康スポーツ科学部准教授
齋藤 光司	委員	元小学校長
高橋 義正	委員	朝霞ジョギングクラブ
田中 誠	委員	朝霞市小学校体育連盟
野口 邦彦	委員	朝霞市中学校体育連盟
井上 俊輝	委員	朝霞警察署 生活安全課
佐藤 成美	委員	埼玉県立朝霞西高等学校

特記事項
設置根拠 朝霞市スポーツ推進審議会に関する条例 事務局・担当（生涯学習部生涯学習・スポーツ課スポーツ係） 会議の公開状況（☒公開・非公開） 次回の改選等の予定（令和9年7月）

議案第 44 号

朝霞市公民館運営審議会委員の委嘱について

朝霞市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 2 条第 1 項第 7 号の規定により
下記のとおり朝霞市公民館運営審議会委員を委嘱することについて議決を求める。

令和 7 年 6 月 27 日提 出

朝霞市教育委員会教育長 二見 隆久

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 発 令 事 項 | 朝霞市公民館運営審議会委員を委嘱する。
任期は令和 7 年 7 月 1 日から
令和 9 年 6 月 30 日までとする。 |
| 2 発令年月日 | 令和 7 年 7 月 1 日 |
| 3 発令候補者 | 別紙のとおり |
| 4 委嘱の根拠 | 朝霞市公民館設置及び管理条例第 15 条第 2 項 |

朝霞市公民館運営審議会委員 発令候補者名簿

選出の区分	氏 名	職業又は所属（団体）・職名	新任・再任の別
学校教育関係者	た なべ まさ や 田 邊 雅 也	朝霞第五小学校長	再任
学校教育関係者	いわ さき ひで お 岩 崎 英 雄	朝霞第八小学校	再任
社会教育関係者	ます だ ほまれ 増 田 誉	中央盆栽クラブ	再任
社会教育関係者	ふく かわ たか こ 福 川 鷹 子	はまなすの会	再任
社会教育関係者	しい ばし とし やす 椎 橋 利 康	朝霞地区インターナショナルサティ（A I S）	新任
社会教育関係者	おお の よし お 大 野 良 雄	楽陶会	再任
社会教育関係者	やま ざと か さ こ 山 里 フサ子	レザークラフト薔薇の会	新任
社会教育関係者	い とう まさ お 伊 藤 政 男	囲碁サロン・彩霞	再任
社会教育関係者	す だ よう こ 須 田 洋 子	マカリカ	再任
社会教育関係者	くし だ なお こ 櫛 田 直 子	健康体操自彊術	再任
家庭教育の向上に 資する活動を行う者	お じ ま まち こ 小 島 真知子	元社会教育指導員	新任
学識経験者	た ほら りょう 田 原 亮	朝霞市議会議員	再任
学識経験者	かね こ ゆき お 金 子 幸 男	社会福祉法人滝の根会理事長	再任
学識経験者	か とう み な こ 加 藤 美奈子	公募委員	新任

中央公民館・コミュニティセンター改修工事の延期について

中央公民館・コミュニティセンター長寿命化改修工事が、請負事業者を決める入札が成立せず、工事の開始時期が当初の令和7年9月から遅れることとなりました。

1 開館(使用可能)期間の延期

令和7年9月30日(火)まで使用できます。

2 東朝霞公民館・南朝霞公民館について

工事期間中、通常の休館日を開館する予定としていた東朝霞公民館と南朝霞公民館については、令和7年9月は、これまでどおりの休館日とします。

東朝霞公民館の休館日：第1・第3・第5日曜日、第2・第4月曜日及び祝日

南朝霞公民館の休館日：第2・第4日曜日、第1・第3・第5月曜日及び祝日

※10月1日以降の休館に関する情報は、市ホームページや館内の掲示等によりご確認ください。